

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○丹羽委員長 これより、原案及び両修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。

まず、委員長に抗議をしたいんですけども、職権でこの委員会が立てられて、しかも、九時より前に始まる。当然、我々は国会議員ですから、朝六時だろうが五時だろうが仕事は一生懸命いたしますが、やはり国会というのは、質問の準備も含めきちつと時間をとって、ルールのもと、やはり野党ともきちつと合意をした上で進めていただきたいということを、強くまずは申し上げます。私も、よろしく本当にお願いをいたします。私も、こういう運営、これまでも見てまいりましたけれども、余り例がないのではないのか、相当問題があるということを強く申し上げておきます。

そして、質問に入りますけれども、今回の受給資格を短縮する法案でございますが、最大、受給資格が発生する可能性も含めると、何人になるのでございますか。

○塩崎国務大臣 これまで繰り返し申し上げてまいりましたけれども、まず、ベースとなるのが十年以上の六十四万人というのが繰り返し申し上げてまいりましたが、それに加えて、空期間などの該当される方、こういった方に加えて、こういった方々の中で、合算をすると十年を超える、そういう方々がおられるわけで、これについては正確なところはまだ把握ができないということで、言ってみればプラスアルファということで、六十四万人プラスアルファというのが最大というふうに言わざるを得ないということだというふうに思っています、今後、法律成立後には、しっかりと対処することによって該当者が年金を得られるようにしたいというふうに考えております。

○長妻委員 そうすると、十年未満の方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○塩崎国務大臣 十年未満というお言葉でございますが、二十六万人でございます。

○長妻委員 二十六万人の方々は、十年未満だから今回受給権が発生しないということではなくて、今もおっしゃいましたけれども、空期間というのがございますので、空期間というのは、一般の方々は御存じない方も多いのでありますが、例えば、配付資料にも添付しておりますけれども、一九六一年の四月一日から一九八六年の三月三十一日まで、専業主婦であれば、何にも手続していなくて

も、これは空期間に御本人がなる、約二十五年間。大体どのぐらいの方がいるのかなと思って、ちよつと資料を要求いたしました。

例えば、一つは、ちよつと空期間、国民年金に任意加入の直後の一九八六年度末の第三号被保険者、主婦の方が多いわけですが、それが一九九三年おられる。これは扶養も要件でありますから、もつと拡大するので。つまり、空期間を少しでも持っている方は一千万人以上おられるという推計がなされるわけでありまして、先ほどおっしゃった十年未満の二十六万人の方々、相当数が空期間で十年以上になる可能性があると思います。

そういう方々に対する措置として、二〇一八年一月から郵便を発送するというのを聞いています。一月から郵便を発送するということをやっているんですが、これは確実に、どういう形でやっていたらいいんですか。

○塩崎国務大臣 今お話しのように、専業主婦の方などで、これは昭和六十一年三月三十一日までの間に国民年金に任意加入していなかった期間が空期間になったり、あるいは学生、そしてまた海外におられた方々の中にも該当するような空期間の方がおられるわけでありまして、受給資格が十年未満の今申し上げた二十六万人、こういった空期間を持つておられる方々について、来年度から、これは個別に、どういうふうに送付するのかということですが、はがきを送付する中で、その際に、御自身の加入記録やあるいは空期間などを改めて明示した上で御確認していただいて、やはりそこは、年金請求の手続を行っていただくように明示をした形でリマインドする。その上で、

年金事務所に来ていただいでしつかりと確認をして、どれだけ空期間があるのかということを確認した上でそれを生かしていくということになるのかというふうに思います。

○長妻委員 それと、これはしつかりやっていただきたいと思うんですが、配付資料六ページ目なんですけど、いまだに、過去一度も公的年金制度に加入したことがない方が十八万九千人もおられる、二十から五十九歳までの方で。こういう方々は、全く何も基礎年金番号もなく非常に問題な状況に置かれているということで、こういう方々についても的確な対応をしていただきたい。

ひよつとすると、別に番号が宙に浮いて、十年あるいは十年未満、十年以上の方々がこの十八万九千人の中にもいらつしやる可能性があるというふうに思っております。この皆年金制度の中で、二十万人近くの方が何にも、公的年金に一切把握がされていない、一体誰なのかもさっぱりわからない、こういう近代国家日本であるまじきことであると思っておりますので、きちつと事務処理もしていただかなければならないということも申し上げておきます。

そして、私も前回から所得代替率の問題について質問をしてまいりました。これはやはり最低保障機能というような観点から質問してまいりましたけれども、前回も、塩崎大臣と質疑の中で、日本は、所得代替率が、いわゆるモデル世帯マクロ所得代替率が五〇パーを切る、切らないが抜本改革のトリガーになっている、こういうお話でございましたが、では、その五〇パーというのは何で

五〇パーというふうに決めたのでありますか。四五パーでもなく、五五パーでもなく、五〇パーという理由は何でございませうか。

○塩崎国務大臣 今、所得代替率をなぜ五〇に決めたのかという経緯についてお話を頂戴いたしました。平成十六年の改正に向かつて議論を詰めていったわけでありまして、少子高齢化の一層の進行などを背景に、当時の制度のままでは、つまり、五年ごとに保険料も含めて見直す、そういうやり方をやってきたわけでありまして、そうしますと、保険料がどこまででも上昇していくということになりかねない少子高齢化であって、将来年金を受け取る現役世代の負担が、つまり今働いていらつしやる方で若い人たちが、将来自分たちがもらえるときには過重な負担になり過ぎるのではないかと、これを当然、論理的に予想し得るわけで、そのことについて議論が深まっていったわけでありませう。

そうした中で、現役世代の保険料負担を過重なものとしないうように上限を固定する、今でいえば一八・三ということになっていきますが、上限を固定するとともに、その範囲内で給付水準を調整する、こういう新しい枠組みを考えたわけであって、それが、いわゆるマクロ経済スライドという制度として導入をすることとして、高齢期の生活の状況等を参考にしながら、給付水準の下限を定めるということとしたわけでございます。

その具体的な水準について今、なぜ五〇なんだという話であります。これについては、給付と負担のバランスを考慮する上で、厚生年金の保険

料の上限を先ほど申し上げた一八・三％に固定をして、そして、現在の所得代替率の定義のもとで給付水準の下限を五〇％というふうに定めたわけで、それを法律にしたというところでございます。

○長妻委員 今、改めてよくわかりやすい説明だつたと思うんですが、つまり、まずは保険料の上限を決める。若い世代も負担がどこまで耐えられるのか、それを、厚生年金で一八・三％を上限とする、そこから逆算をして、給付額についての水準が決まってくる、こんなような今御説明でありました。ある意味では抛建で、つまり確定拠出という形、つまり、払う保険料が固定をされるから、給付はそれに見合ったものが自動的に算出される。

つまり、これは、実際に私も過去の議事録を見てみますと、坂口当時の厚労大臣が平成十五年の十一月の二十五日に、まさにちよつと裏話かどうかわかりませんが、当初、厚労省としては、負担の方については二〇％、一八・三でなくて、最終的に上限は二〇％にする。そうすると、企業にとつては、一〇％が事業主負担で、一〇％が従業員の負担だ、こういう案を厚労省が出したんですね。そういう御発言がありました。

その後の経緯を私も聞いてみますと、記憶をまたよみがえらせてみますと、経済界が相当反対になりました。そんな高い事業主負担は払えないよ、経済界としては一五パーぐらいが上限でお願いできないかな、そんなような話も裏であつたというようにも聞きました。

そこでいろいろ政治的折衝をして、では二〇パ

一と一五パーとちよつと歩み寄って、まあ、では一八パーぐらいならいいんじゃないのかというような議論があつて、ただ、一八パー、一八・三にすると五〇パーを超えるから、〇・三をちよつと上乘せしようかなというような議論があつたやに私は聞いているんですが、大体こういう経緯でよろしいでございますか。

○塩崎国務大臣 今、長妻委員の御説明を一般の方が聞きになると、厚生省は二〇%と言つて、経済界が一五と言つて、何となくよくわからないところで一八・三に決まつたんではないかというふうにもとられかねないような感じでありましたが、決してそんなことではなくて、これは経済財政諮問会議でオープンな、オープンというか、その場でやはり、当然、議事要旨は、後に議事録が公開をされるという意味での公開の場で議論を堂々とやったわけでありまして、これは経済界ひとり負担するわけではなくて、個人も当然負担するわけであつて、要は、どこで将来世代が我慢の限界に来るのか、つまり負担の限界に来るのかということが大事なファクターの半分であつて、経済界はもちろん折半ですから半分担うということはおっしゃるとおりだと思いますけれども、これはやはり両方の、むしろ個人の負担というものの限界をどう考えるのかということについてもさまざま議論があつたというふうに私は理解をしております。

そういう中で決まつていったことであつて、代替率を五〇%にするというところで、この負担とあわせて皆さんに合意をしていただいたというこ

とで今日のこの十六年の改正の中身になつたというふうには私は理解をしているところでございます。

○長妻委員 いずれにしても、冒頭の大臣の説明において、まず、やはり最終的な給付水準はどれだけを保証したらいいんだろうと。百年というところでありますから、百年の間に均衡するときにあるべき給付水準、これはどうあるべきなのかという議論があつて、それで逆算しているいろいろな保険料率とか税金の投入額を決めたというのではなくて、まずこの保険料の拠出の水準を決めて、そして結果として給付ということになつたということでありまして、本来は、日本人の老後はこれからどうするんだ、どれだけの年金の額があれば大丈夫なのか、あるいはその水準は果たして今の所得代替率という指標でいいんだろうか、こういうことまで踏み込んでやはり議論をすべきだつたのではないのか。

ところが、大臣、今のような経緯にもかかわらず、やはり誤解を招く説明が当時あつたのではないかとこのふうには私は思うわけでございます。

例えば、これは恐縮なんですが、坂口大臣、当時、平成十六年二月二十七日の答弁で、これは年金の改正案についての質問について答えておられるんですけれども、五〇パーのことについて、こういうふうにご答えておられます。「最低限の生活が保障できる若いときの取りの五〇%というものを確保するという、」そういう趣旨の答弁、趣旨というか、今、一字一句そのとおりですけれども、そういう答弁をされておられる。つまり、最低限の生活が保障できる、そういうよう

な五〇%だというようなお話をされておられるわけです、国民向けには。

そして、大変恐縮なんですけれども、丹羽先生、委員長じゃありませんけれども、ここにもおられるかもしれないんですが、恐縮でございますが、平成十五年の十一月二十九日、東京新聞の朝刊で丹羽先生のインタビューが載っておりますけれども、そこでも給付水準五〇%について、給付水準は五〇%を確保するというのは、国民生活の中で安心して老後を過ごすという観点から崩せないラインだというようなお話もされておられる。

いずれにしても、最低限の生活が保障できる、それが五〇パーなんだというようにことが国民向けには説明をされ、ただ、その五〇パーが決まつた経緯はいろいろ政治的な背景、あるいは拠出ありきで議論をされているというふうなことから、この水準の見直し議論というのをきちつとやはりした方がいいんじゃないのかというふうに私は申し上げたいわけです。

しかも、この所得代替率というのは、御存じのように、モデル世帯の厚生年金の所得代替率でありますから、国民年金はある意味では置き去りにされているんじゃないのかと。これは、ある意味では、報酬比例のところが大きくなれば基礎部分は小さくなくても所得代替率五〇パーということになるんですけれども、そうなると、国民年金だけの方は報酬比例はないわけですからどんどんどんどん下限なく下がってしまう、そういうような指標でもある。所得代替率にはいろいろな問題がある。

そして、この前も申し上げましたけれども、日本の所得代替率は手取り分の額面ということで非常にちぐはぐになってきているというように、これはいろいろな問題があると思います。

そこで、塩崎大臣にお尋ねしますけれども、本当に老後確保すべき年金額の水準というのは一体どうあるべきなのか。私は、今の所得代替率ではなかなかそこ辺ははかれないと。最低限度、やはり日本国民の皆さんに百年かけて保障すべき年金の給付水準というのはどうあるべきなのか、本来どの水準であるべきなのか、こういうようなことについて塩崎大臣の見解をちよっとお願ひしたいのでございます。

○塩崎国務大臣 先ほど坂口元厚労大臣の御発言を引用していただきましたが、あのときの議論で例えば、国民年金でどこまでをカバーするかというときに、よく、基礎的支出をおおむねカバーするというようなことを言うわけでありませうけれども、今の代替率五〇%の話はもう少し、厚生年金の話でもございました。それで、大きい話として、少なくとも五〇%ぐらいはあるべきじゃないのかというのを坂口先生が先ほどのような表現でおっしゃったのかなというふうに思うわけでありませう。

まず第一に、所得代替率で見るといのは、もう何度も申し上げますけれども、これは物差しとして平成十六年の法律に明確に定義も定めているわけで、これはこれとして、長妻厚労大臣も当時お使いになって御説明をされてきたことでもございますので、これは物差しですから、一貫性があ

って、どういうふうに、その推移がどっちに行くのかというようなことを含めて見ていくべきことだろうというふうに思うわけでありませう。

それで、先ほどあたかも、負担の方を決めて、あと給付の方が後から決まったかのようなお話でありますけれども、これはあくまでも、さっき申し上げたとおり、両方、負担とそれから給付、その水準をどう考えるのかということをおわせて決めたこととございますので、どちらかということ、負担が決まって、あとは給付は後回しになったということではないということも御理解をいただきたいというふうに思います。

生活の安定ということをどう確保するかということ、これは、年金制度の持続可能性ということを高めて次世代に引き継いでいくための制度としてこの十六年改正が行われてきたわけでありまして、その上で、社会保障・税一体改革においてその他のさまざまな手を打って、基礎年金国庫負担二分の一を実現するとともに年金の機能強化を図っておりますし、また、今回の御提起申し上げていることも、一体改革の中で、これはもうやらなきゃいけないということを、三党でもお決めをいただいたこととして保障機能を強化するという、これはしばしば長妻委員はこの保障機能ということをおっしゃってまいりましたが、それをやるために不断の改革をするということをやってまいったところでございます。

給付を厚くするということで、給付と負担のバランスを見ていかなければいけないのであります。が……

○丹羽委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 若い世代を中心に今以上の負担をお願いすることにならざるを得ないわけで、給付を一方的に厚くするというだけでは言うわけにもいかない。そうすると負担とセットでいくということ、魔法のつえはないということ、これは総理も何度も申し上げてきたこととございますので、いずれにしても、今後とも、この議論はもちろん不断の改革をする中で重ねていかなければならないというふうに考えております。

○長妻委員 これはやはり厚生労働委員会での議論というのは、局長なんかと議論するときは今のような答弁でもいいと思うんですけども、制度の中の説明ですから。私は、政治家同士の、大臣は政治家でありますから、今の制度の外の大臣の感触、常識感覚、あるいは社会保障を責任者としてつかさどる大臣の見識を問うているわけでありまして、これは明らかになつてきつつあると思うんです。

本当にきちつと、日本国民の老後はこのぐらいの水準は保障していこう、そういうような議論から所得代替率という指標が出てきたのではないし、所得代替率五〇%という数字もそういう議論から出てきたのではないわけでありませうから、本当に日本国民の年金、これを最低限度まで保障する、こういう骨太なちゃんとした議論を、大臣の見解を聞いていくわけでありませうから、制度の中の説明だけだったら紙を読めばわかるわけですよ、全部、そんなもの。

何で国会でちゃんと政治家として、そういう将

来に向けた議論をしたいというふうに申し上げているのかたくなに拒むのかということで、ぜひ、政治家として、これから将来のビジョンや感覚や見識を厚労委員会でちゃんと御披露いただきたい。そうでなかったら、法案の審議、加えて将来の話をするわけですから、本当にそれを強く申し上げます。まして、私の質問といたします。よろしくお願います。